

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

1) 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるためには、経営の透明性を高め、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制を整備するとともに、グループ全体でコンプライアンス体制を構築することが必要と考えております。加えて業績の向上に努め、資本市場をはじめとするステークホルダーの皆様への自発的、積極的な情報開示を行うことにより、信頼に足り、期待にお応えできるよう企業の社会的責任を果たしてまいります。

2) 基本方針

- (1) 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2) 株主以外のステークホルダー(お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員等)との適切な協働に努めます。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4) 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5) 株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

本欄に記載すべき事項はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社は、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、政策保有株式を保有します。

2. 議決権の行使

当社は、議決権の行使は、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、投資先の経営方針・戦略等を斟酌して、企業価値向上、株主還元姿勢などの観点から、判断します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役との取引がある場合は、取締役会規則に基づき、当該取引につき重要な事実を取締役に上程し、決議します。

【原則3-1. 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「Heart(信頼される技術を通して人間としての豊かさや成果)」を基本的な価値観としての経営理念としてかけ、中長期的に目指すべき姿、それを実現するための経営戦略および経営計画を作成しています。これらは、決算短信に記載し、開示しています。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

3. 取締役の報酬決定

1) 方針

基本報酬、賞および株式報酬(社外取締役は基本報酬のみ)により構成されています。会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系とし、特に、賞とは、各期の連結営業利益、営業利益、配当、従業員の賞与水準、中長期業績などを総合的に勘案しています。

2) 手続

上記方針に基づき、代表取締役会長と全社外役員で構成する「指名・報酬委員会」において、取締役会に上程する案を決定し、取締役会が決議しています。

4. 取締役・監査役候補指名

1) 方針

取締役候補者の指名は、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監督および当社の各機能・各事業のカバーのバランス、適材適所の観点から総合的に判断しています。また、監査役候補者の指名は、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保し、適材適所の観点から総合的に判断しています。

2) 手続

上記方針に基づき、代表取締役会長と全社外役員で構成する「指名・報酬委員会」において、取締役会に上程する案を決定し、取締役会が決議しています。

5. 個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役の各候補者および経歴等について、株主総会参考書類に記載しています。

今後は、社内取締役・常勤監査役の各候補者についても、選任の理由を、株主総会参考書類に記載します。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1(1)

取締役会規則および取締役会運営内規を制定し、取締役会が何を判断・決定するのか明確化し、その他については、代表取締役へ委任しています。代表取締役は、取引・業務の規模や性質に応じて決裁権限を定め、経営にあたっています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の指名は、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識を重視しています。当社は、金融商品取引法に定める独立性判断基準に従い、上場証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じる恐れのない方を独立社外役員として指名しています。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(1)

・取締役候補者の指名に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および当社の各機能・各事業のカバーのバランス、適材適所の観点から、総合的に判断しています。

・当社は、取締役会において実質的な議論を活発に行うための取締役の人数として、11名以下が適切と考えており、現在の取締役の人数は10名です。

・上記方針に基づき、代表取締役会長と全社外役員で構成する「指名・報酬委員会」において、取締役会に上程する取締役候補者案を決定し、取締役会において、株主総会に上程する取締役選任議案を決議し、株主総会において、過半数の賛成を得て、取締役を選任しています。

補充原則4-11(2)

事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む、重要な兼職を開示しています。

補充原則4-11(3)

当社の取締役会の運営状況は次のとおりであり、実効的に運営されています。

1) 取締役会規則および取締役会運営内規に従い、重要案件を漏れなく選定し、取締役会を毎月1回以上開催して、適宜・適切に審議しています。

2) 取締役会の審議に先立ち、役員が参画する社内会議体で、問題点・課題、リスクおよびその対策を明確にし、討議の実効性を高めています。

3) 取締役会で円滑かつ活発な議論を行い、十分な検討を行うため、取締役会資料を事前に配布し、特に社外取締役には、事前に内容を説明しています。

4) 経営状況について、定期的な報告を受け、適切なリスク管理および業務遂行の監視を実施しています。

5) 重要案件を的確に審議するため、経営環境の変化に応じて、適宜取締役会付議事項を見直しています。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14(2)

取締役および監査役には、求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たし得る人物を選任しています。内部昇格による新任取締役および新任監査役には、法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図ります。社外取締役および社外監査役には、会社の事業や機能等の理解促進を図る活動を実施していきます。また、就任後の知識更新の機会として、情報交換・相互研鑽の場を設けます。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針

1. 株主との対話は、広報部門の執行役員が担当して、社長が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な対応に努めていきます。

2. 対話を補助する社内の関連部門(広報部門、企画部門、経理・財務部門等)は、建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら業務を遂行していきます。

3. 個別面談以外の対話の手段として、投資家向け決算説明会や工場見学会などを実施していきます。また、投資家からの意見・要望などをもとに、内容の充実を図っていきます。

4. 対話において把握した株主の意見などは、必要に応じて、会議体での報告やレポートの配布などにより、取締役、経営陣および関係部門へフィードバックし、情報の共有・活用を図っていきます。

5. 決算発表前の期間は、サイレント期間として、投資家との対話を制限します。インサイダー情報については、インサイダー取引等に関する規程に従い、厳重な管理を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,289,621	4.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,276,800	4.02
明治安田生命保険相互会社	2,276,057	4.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,782,200	3.15
株式会社りそな銀行	1,668,000	2.94
公益財団法人 永井科学技術財団	1,405,580	2.48
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	1,011,475	1.78
新陸会持株会	1,004,113	1.77
株式会社みずほ銀行	1,001,311	1.77
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	973,334	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

2015年3月末日現在

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小澤 正俊	他の会社の出身者									△				
山内 康仁	他の会社の出身者									△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小澤 正俊	○	当社は、平成27年6月24日(水)の定時株主総会で社外取締役に選任されました小澤氏が平成27年6月まで業務執行者であった大同特殊鋼株式会社に機械設備等を納入しておりますが、取引は不定期でスポット的なものに留まっており、また、直近の売上高に対する割合は極めて低く、1%未満であり、主要な取引先ではないと判断しております。	小澤氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に生かしていただけると判断したため。また、独立役員としての要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断したため。
山内 康仁	○	当社は、平成27年6月24日(水)の定時株主総会で社外取締役に選任されました山内氏が従前業務執行者であったトヨタ自動車株式会社、アイシン精機株式会社に機械設備等を納入しておりますが、いずれも直近の全体の売上高に対する割合は極めて低く、1%未満であることから、主要な取引先ではないと判断しております。	山内氏は、自動車および自動車部品メーカーの経営者として、モノづくりに関する豊富な実務経験と高い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に生かしていただけると判断したため。また、独立役員としての要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	1	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	1	0	2	社外取締役

補足説明

取締役会の機能を確保するため、指名・報酬委員会を設置する体制を採用しております。指名・報酬委員会は、取締役、監査役の指名、退任候補の選任、取締役の評価、月額報酬限度額、役員報酬制度の見直しを行う諮問機関であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査との情報交換および情報の共有化を目的に、年4回(定期)を決算内容について、また年1回は監査計画について会合を開催しています。また、随時(2~3回/年)に監査役と内部監査部門スタッフである監査室(2名)との会合を開催して、監査室から各部門の管理体制の状況等を監査役に報告するとともに、監査役からは必要な助言を行うなどして情報の共有化を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
柴田 稔久	他の会社の出身者														
唐木 康正	他の会社の出身者										△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田 稔久	○	当社と、平成27年6月24日(水)の定時株主総会で社外監査役に選任されました柴田氏が従前業務執行者であった日本アイ・ビー・エム株式会社においては継続的な取引が無くスポット的なものに留まっております。	柴田氏は情報システムに関わる国内外でのビジネス経験とコンプライアンス経営に関する豊富な知識により、公正、客観的な視点での経営監視を行うため。また独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため。
唐木 康正	○	平成27年6月24日(水)の定時株主総会で社外監査役に選任されました唐木氏は、当社の主要な取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行の前身、株式会社東京三菱銀行の業務執行者でありましたが、弊社と取引関係にある金融機関が他に複数社あること、また、弊社の純資産に対する株式会社三菱東京UFJ銀行からの負債割合が極めて低いことに加え、退職後相当期間が経過しており、会社の意思決定に際して影響を及ぼさうる関係ではありません。	唐木氏は金融関係業務等で培った幅広い実務経験により財務、会計に関する高い見識を有しており、公正、客観的な視点で経営監視を行うため。また独立役員としての要件を満たし、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

該当ありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
該当項目に関する補足説明	

当社取締役(社外取締役を除く)を対象に、当社の中長期的な企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、企業価値連動型株式報酬制度を導入することを、平成27年6月24日(水)に開催された株主総会で決議いたしました。本制度は、役員BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP信託」という。)と称される仕組みを採用します。本制度においては、役位ならびに信託期間を通じた資本効率の改善度および業績目標の達成度等に応じて、BIP信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭が対象期間中に当社取締役として在任している者に交付および給付されます。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

平成26年4月1日から平成27年3月31日における取締役(12名)に支払った報酬は、235,400千円である。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、取締役個々の報酬につきましては取締役会において内規に基づいて決議しております。監査役個々の報酬につきましては、監査役会の協議によって定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対して取締役会開催前に事前の資料配布および事前説明を随時実施している。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・当社は、監査役設置会社であります。また、任意の執行役員制度を採用しております。取締役は10名、監査役は4名、執行役員は12名であります。取締役のうち2名は社外取締役、監査役のうち2名は社外監査役であります。取締役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催されます。日常の業務執行については執行役員に権限を委譲し、取締役は会社経営に専念した上で、取締役会と執行役員、監査役会が連携すること、社外有識者が参画する経営諮問委員会から客観的、中立的な立場で助言を行うことによりコーポレートガバナンスの確保を図っております。
- ・策定する中期経営計画、年度経営計画は、経営アドバイザー会議の助言を得て取締役会で決定され、業績を含めた経営目標、経営戦略は、その作成のために業務執行ラインにおいて各部門や各管理職の計画・目標に落とし込み、それらの目標の連鎖により事業運営を行っております。毎月の経営会議において経営目標が予想通り進捗しているかどうかを業務報告して、問題点、課題を抽出して審議するとともに、月次、四半期、半期、年間の業務報告を通じて必要な打ち手を経営会議、取締役会等で審議し、決定しています。
- ・日常の業務執行は、担当取締役の権限と責任のもと、更に職制ラインに順次権限と職責が委譲され、それぞれの責任者が意思決定しており、社外監査役を含め監査役は、年次の監査計画に基づいて、監査対象の事業所の長、部課長等の業務推進責任者との直接面談において必要な情報を収集して業務監査を実施するとともに、社内の重要会議への出席や重要会議の議事録、決裁申請書の閲覧などを通して、業務執行が職務権限規程、業務分掌規程に基づいて適正になされているかを監査しています。
- ・当社の会計監査業務を執行した公認会計士は大中康行および奥田真樹で、有限責任監査法人トーマツに所属し、いずれも関与期間は7年以内であり、会計監査業務の補助者は、公認会計士13名、その他17名であります。また、内部監査部門として監査室を設け、管理職1名およびスタッフ2名の3名で監査業務を執行しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役による監査体制が、経営の透明性および業務の適正性を確保するために有効であると判断し現体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	より多くの株主にご出席いただけるように、定時株主総会開催日を決定しております。併せて、総会運営面では事業報告をビジュアル化するとともに、事業・商品の紹介コーナーを総会会場に併設して、出席株主との懇談の場を設けるなど株主総会の活性化に努めております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所が主催するIRエキスポ等個人投資家向けフェアに継続的に出展し、説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期説明会は四半期に1回開催しております。代表取締役社長によるコア事業の業績推移、事業環境、経営計画の進捗状況などのプレゼンに引き続き、機関投資家のアナリスト、ファンドマネージャー等との質疑応答を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会で使用した資料を当社HPIに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR委員会を設置して、その重点取り組みの一つの環境保全活動では、環境負荷低減型商品の開発、省資源、省エネルギーの観点からのリサイクル技術開発に積極的に取り組むとともに、主要事業所でのゼロエミッションの達成、地球温暖化対策としてコージェネレーションシステムの導入によるCO2排出量削減に取り組んでおります。加えて、「新東企業倫理行動指針」を制定するとともに、海外グループ会社を含む当社グループのすべての役職員に適用する「Sinto Beliefs」を制定し、企業倫理行動指針、安全方針、環境方針および品質方針の周知徹底を図るとともに、不祥事を未然に防止するためにグループ全社を対象とした通報、相談に必ず内部通報制度を導入して、社会的信用を得られる企業を目指しております。活動の集大成として「CSR報告書」を作成、公開しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社取締役会の議題、付議事項に関する資料や取締役会議事録を法律の規定に基づいて作成し、保存年限に従って保存・管理する。
- ・当社業務執行に関する情報となる決裁承認申請書、その添付資料、当社代表取締役が参画する会議体や各種委員会等の議事録、会社の権利・義務を証する契約書類、経理・会計書類、会計帳簿などのほか、重要な業務執行関連文書を保存年限に従って保存・管理する。
- ・上記の保存・管理および情報のアクセスに関しては、文書管理規程で定めるものとする。また、文書管理規程の改定にあたっては、取締役会の承認と監査役会の了承を得る。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・当社の会社経営を取り巻く主要リスクに関しては、リスクカテゴリーによる所管部署を明確化して、必要なリスク個別管理体制を整備する。
- ・個別管理のみならず、当社に係わる主要リスクの総体については、これを網羅的、統括的に管理するため、リスクマップに可視化するとともに、優先順位を付して、リスクの把握、分析、対応策の立案・実施、評価・フォローを行う。
- ・リスク管理の基本となるリスク管理規程およびこれに関連する個別規定を制定する。
- ・リスクカテゴリーごとに行動指針・マニュアルを整備し、その理解促進のための研修・教育を実施する。

(3) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

1) 経営計画のマネジメント体制

- ・経営理念、使命(ミッション)など経営の基本方針を明確にして、これを機軸に中期経営計画、年度経営計画を策定し、ここで決定された業績を含めた経営目標、経営戦略の達成のために、業務執行ラインにおいて各部門や各管理職の計画・目標に落とし込み、それらの目標の連鎖により事業運営を行う。
- ・経営目標が予定通り進捗しているかどうかの検証を毎月の取締役会で行うとともに、月次、四半期、半期、年間の業績報告を通じて必要な打ち手を取締役会で審議、決定する。

2) 業務執行のマネジメント体制

- ・取締役会規則および取締役会運営内規に従って、取締役会に付議し決定すべき業務執行の基準を明確にする。
- ・執行役員制度を導入して、取締役会を意思決定機能および監督機能に特化させるとともに、定常業務の執行を執行役員に権限委譲することにより、業務執行を効率化・迅速化し、責任の所在を明確にする。
- ・職務権限規程、業務分掌規程に従って、日常の業務執行は執行役員に権限と責任のもと、更に職制ラインに順次権限と職責が適切に委譲され、各レベルの責任者が適時的確に意思決定する。

(4) 当社取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社役員が法令・定款を遵守するとともに高い倫理観を持つための行動と心構えを定めた「新東企業倫理行動指針」とその具体的な行動マニュアルを策定して周知徹底を図る。
- ・取締役会規則に基づいて、過半数の社外役員で構成する「指名・報酬委員会」を設置して、取締役・監査役の指名・報酬等の基本方針に関する事項および指名・評価・報酬について、審議・決議のうえ、取締役会に付議する。

- ・「CSR委員会」を設置して、CSR活動の計画と推進を行うとともに、CSR活動の周知徹底を図ることによりコンプライアンス体制を構築する。

- ・監査室を設置して、社内の内部統制状況を定期的に監査する。

- ・当社の役員が当社法務部門または外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる「新東スピークアップ制度」を整備する。

- ・社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、平素から弁護士等の外部専門機関と緊密な連携により毅然と対応し、不当要求に対しては、組織的な対応によって断固として対決する。

- ・新入社員、中堅社員、新任管理者等の階層別および営業担当者向け、管理担当者向けなどの職種別の教育制度を推進して、必要な知識の習得と倫理観の向上を図る。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1) 当社グループ会社の役員職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は、当社が定めるグループ管理規程により、当社グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。また、当社取締役会規則に該当する重要な案件については、当社の取締役会においても審議、承認を要する。

2) 当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

3) 当社グループ会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、各事業年度のグループ全体の重点経営目標を審議のうえ定め、地域別・事業別にプロジェクトテーマを設定して、進捗状況を定期的に見直し、対応策を相互に確認して実施する。

- ・当社は、当社グループにおける職務分掌、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社グループ会社にこれに準拠した体制を構築させる。

4) 当社グループ会社の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、「新東企業倫理行動指針」を制定し、当社グループの全ての役員に周知徹底する。

- ・海外グループ会社を含む当社グループの全ての役員に適用する「Sinto Beliefs」を制定し、企業倫理行動指針、安全方針、環境方針および品質方針を周知徹底する。

- ・当社国内グループ会社においては、各会社の規模に応じて、適正数の監査役を配置する。

- ・当社は、当社国内グループ会社の役員に対し、年1回以上、コンプライアンスに関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図るとともに、グループ会社の社長が参画する社長会を定期的に開催してコンプライアンスに関する周知徹底を図る。

- ・当社の監査室は、内部監査規程、グループ会社管理規程に基づき、各グループ会社に対し、年1回の内部監査を実施する。

- ・当社は、当社国内グループ会社の役員が当社法務部門または外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる「新東スピークアップ制度」を整備する。

- ・当社は、当社国内グループ会社の財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備し、その体制の整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。

(6) 当社監査役がその職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役会からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社監査役の求めがあった場合は、その職務を補佐すべき使用人として適切な人材を配置する。

- ・当社監査役の職務を補佐すべき使用人の職務遂行に関しては、当社取締役会からの独立性を保つ体制を確保する。

(7) 当社および当社グループ会社の取締役および使用人が当社監査役に報告するための体制

- ・当社監査役の当社社内重要会議への出席の他、決裁承認申請書、重要会議の議事録、重要な報告書等の当社重要書類を当社監査役に回付

するとともに、必要に応じて閲覧できるシステムを確保する。

- ・当社および当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときには、速やかに適切な報告を行う。
- ・当社および当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役に対して直接報告を行う。
- ・当社監査室は、定期的に当社監査役に対する報告を実施し、当社および当社グループにおける内部監査等の状況を報告する。
- ・社内の内部通報制度の担当部署は、当社および当社グループの役職員からの内部通報の状況を定期的に報告する。

(8)前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、当社監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- ・当社はグループのリスク管理規程において、当社グループの役職員が当社監査役に対して直接報告を行うことができることを定るとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。

(9)当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ・当社は、当社監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(10)その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社監査役と当社代表取締役・当社会計監査人との随時または定期的面談・意見交換の機会を確保する。
- ・当社監査役が監査対象の事業所の長、部長等の業務推進責任者との直接面談する機会を確保し、情報収集の実効性を担保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然と対応し、関係機関等と緊密な連携をとるとともに、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努める。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 適時開示に係る基本方針

当社は、法令順守、証券市場における信用確保を目的として、適時、適正かつ公正な情報開示に努めております。

投資判断に影響を与える決定事実、発生事実、決算情報、開示済みの会社情報の内容についての重大な変更、中止等について、また、適時開示の基準に該当しない情報についても、投資判断に影響を与えると判断した場合には、できる限り積極的に情報開示を行う予定であります。

(2) 適時開示に係る社内体制

当社は、情報取扱責任者をコーポレート部担当役員とし、適時開示担当部門をコーポレート部としております。情報取扱責任者は、各部門、グループ会社から報告を受けた情報に関して、情報開示の判断を行うとともに、適時開示が必要と判断された情報は、経営会議、取締役会の承認後、遅滞なく証券取引所に報告されます。

